平成３０年（フ）第８１号
静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日496番地の30
債務者　大澤　康浩
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第７６号
岡山市東区松新町162番地７　オーキットマンション305
債務者　田邊　一彦
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５０４号
横浜市西区平沼２丁目14番13―513号
債務者　川崎　和美
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５４号
東京都東村山市廻田町１丁目５番地４ライズコーポ303
債務者　齋藤みどり
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２７３号
東京都府中市住吉町４丁目７番地の16メゾン武蔵野105
債務者　三輪美優希（旧姓喜納）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２７８号
東京都小平市鈴木町２丁目220番地フラワーハイツ102号
債務者　溝口　　清
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３３６号
東京都多摩市馬引沢２丁目７番地の16パールハイツ102
債務者　中村　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２４２号
東京都多摩市落合４丁目１番地１―304中澤方
債務者　野田　信次
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２８４号
東京都三鷹市深大寺２丁目19番８号サンフラワー深大寺102
債務者　飯田　節子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７３号
静岡県榛原郡吉田町川尻836番地の１
債務者　内田　智也
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２９１号
東京都あきる野市野辺641番地４
債務者　山口さき子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４８３号
横浜市緑区長津田みなみ台１丁目２番地　長津田アパート３棟206号
債務者　熊澤　　将
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４９２号
神奈川県鎌倉市大船２丁目12番７―302号
債務者　横山　美樹
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５０８号
横浜市港北区篠原町3090番地１　デュエルサイド102号室
債務者　中村久美子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４５６号
横浜市南区三春台63番地11　グランドベイヒルズ横浜203号
債務者　村松　伸生（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部